

(1枚目)

(13) 履歴書(様式)

写 脱帽の上半身の真像
 縦4cm×横3cm

※この欄は委員会にて記入
 (給与欄は記入しないこと)

採用承認 令和4年(2022年)4月1日				人事	
学 校 名			職 名		
所属コード					
給 与 承 認					
級	号給	金 額	次 期 昇 給 短 縮 期 間	給 与	
2					
次 期 昇 給 起 算 日			次 期 昇 給 年 月 日		
年 月 日			年 月 日		

履 歴 書

大阪府豊能地区公立学校教員採用選考テスト合格 令和3年(2021年) 10月 8日				校種		受験番号	
				教科		大阪府/豊能地区 職員番号	
現住所	〒 -			フリガナ	男・女		
電 話	自宅	() -		名 前	年 月 日生 () 才		
	携帯	() -		旧 名	改名年月日 年 月 日		
学歴 (小学校より記入)	期 間	入・編入 卒・修・退	実在学 年 数	学 校 名 ※学部、課程、学科名も記入			標準修 学年数
	年 月 日	入		小学校			6
	年 月 日	卒					
	年 月 日	入		中学校			3
	年 月 日	卒					
	年 月 日	入・編・()		□昼間学部 □夜間学部 □通信教育 □科目履修生			
	年 月 日	卒・修・()		□昼間学部 □夜間学部 □通信教育 □科目履修生			
	年 月 日	入・編・()		□昼間学部 □夜間学部 □通信教育 □科目履修生			
	年 月 日	卒・修・()		□昼間学部 □夜間学部 □通信教育 □科目履修生			
	年 月 日	入・編・()		□昼間学部 □夜間学部 □通信教育 □科目履修生			
免 許 状	授 与 年 月 日	免許状の種類	教 科	授 与 権 者	有 効 期 限		
	年 月 日			教育委員会	年 月 日		
	年 月 日			教育委員会	年 月 日		
	年 月 日			教育委員会	年 月 日		
	年 月 日			教育委員会	年 月 日		
	年 月 日			教育委員会	年 月 日		

【注意事項】

- ・大学等(各種専修学校等も含む)は、「昼間学部」「夜間学部」「通信教育」「科目履修生」の何れかに☑を入れること。
- ・上記の期間中の職歴は、2枚目に記入。職歴がない場合は、「在家庭」と記入すること。

賞罰	□有・□無	年 月 日	賞罰歴の内容等

※賞罰欄には、刑事罰のみならず、国家公務員法・地方公務員法や就業規則に基づく懲戒や制裁を受けたことがある場合は、当該内容等を記入してください。

本書類に記入した事項は事実に相違ありません。
また、私は地方公務員法第16及び学校教育法第9条並びに平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）に該当していません。

年 月 日 名 前 (自署)

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※学校教育法第9条第一号にいう「禁錮以上の刑に処せられた者」には、次の者も含まれます。

- ①禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
- ②禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間の期間にある者

○民法の一部を改正する法律 附則（平成11年法律第149号）

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

